

工事

に係る建設リサイクルに関する費用の見積書

標記建設工事の請負契約締結にあたり、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づき、発注者と受注者が説明・協議を行い分別解体・再資源化について適切に実施するため、以下のとおり見積ります。

1. 分別解体の方法 手作業 手作業・機械作業の併用

2. 解体工事に要する費用 _____ 円
 (直接工事費)

3. 再資源化等をするための施設

特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地

4. 再資源化等に要する費用 _____ 円

1. 分別解体の方法（該当する にチェックする）

工 程	分別解体の有無	分別解体等の方法
仮設工事	有 無	手作業 手作業・機械作業併用
土工事	有 無	手作業 手作業・機械作業併用
基礎工事	有 無	手作業 手作業・機械作業併用
本体工事	有 無	手作業 手作業・機械作業併用
本体付属品の工事	有 無	手作業 手作業・機械作業併用
その他()	有 無	手作業 手作業・機械作業併用

2. 解体工事に要する費用（解体工事がある場合に記載する）

分別解体に要する費用 有 無

品 目	数 量	単 価	工 事 費
コンクリート			
コンクリート及び鉄からなる建設資材			
アスファルト			
木 材			

積み込みに要する費用 有 無

品 目	数 量	単 価	工 事 費
コンクリート			
コンクリート及び鉄からなる建設資材			
アスファルト			
木 材			

解体工事に要する費用(~)の合計 円

3. 再資源化等をするための施設 (複数可)

品 目	施設の名称	所 在 地
コンクリート		
コンクリート及び鉄からなる建設資材		
アスファルト		
木 材		

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

再資源化等に要する費用

品 目	数 量	単 価	工 事 費
コンクリート			
コンクリート及び鉄からなる建設資材			
アスファルト			
木 材			

運搬に要する費用

品 目	数 量	単 価	工 事 費	備考(運搬距離) k m
コンクリート				
コンクリート及び鉄からなる建設資材				
アスファルト				
木 材				

再資源化等に要する費用(~)の合計 _____ 円

